

第1章 文化財保存活用地域計画作成の目的

1. 計画作成の経緯と目的

(1) 経緯

千葉県東端に位置する銚子市は、三方を太平洋と利根川に囲まれ、半島状に太平洋に突き出した独特の地形を呈しています。黒潮と親潮が銚子沖で交わることで、夏涼しく、冬暖かい海洋性の気候となっています。この土地の風土を活かした人々の暮らしは、約28,000年前から始まり、今日まで豊かな歴史文化が育まれてきました。市内には、この歴史文化を伝えるさまざまな文化財が残っており、これらが伝えてきた価値を理解し、地域全体でその価値を共有して後世に継承していくことが、私たちが担う重要な役割です。

しかし、近年は生活様式の変化や開発行為、人口減少、少子高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中で、歴史文化や文化財を守り、後世に継承していくことが難しい時代となり、文化財を保護していく上で大きな課題となっています。そこで、本市はこの課題を解決するために文化財に対する地域住民の興味・関心を高め、地域全体で保存と活用の担い手を育成し、行政と文化財所有者、地域をはじめとする多様な主体者が連携し、協働で文化財保護を推進していく体制を整備することを目指し、平成29(2017)年度に「銚子市歴史文化基本構想」(以下、「歴文構想」という。)を策定しました。この中で、文化財の類型や指定・未指定に関わらず、本市の歴史文化に関連するすべてを「銚子資産^{ちやうししさん}」として位置づけるとともに、銚子資産を取り巻く周辺環境を含めて総合的に把握し保護していく、としました。また同時に、「銚子資産」は「銚子らしさ」を現す財産でもあり、これらを観光資源としても位置づけ、銚子の歴史文化の魅力を発信することにより「銚子ブランド」の向上にも貢献していくと記しています。

文化審議会は、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(2017年(平成29)12月8日)で、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中で、これまでに価値づけが明確ではなかった未指定の文化財を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財の継承の担い手を確保し、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要であるとしています。そして、2018年(平成30)の第196回通常国会において、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が成立し、2019年(平成31)4月1日に施行されました。市町村は地域における文化財の計画的な保存と活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的とし、文化財の保存・活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」を作成し、国の認定を申請できるようになりました。

そのため、本市は文化財保護法の改正に則し、歴文構想の実現を目指し、文化財保護を計画的に取り組んでいくため、令和元年度に「銚子市文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という。)への移行を決定し、文化財の事前把握や調査を実施した上で、銚子市文化財保存活用地域計画作成委員会からの意見を反映して、2020年(令和2)12月に地域計画を作成しました。

(2) 目的

地域計画は、歴文構想に掲げた本市の文化財保護の将来像である「持続可能な文化財保護の仕組みの構築」を受け継ぎ、実現するための方針とそれに基づき必要な事業計画を定めたものです。

ここでいう「持続可能な文化財保護」とは、地域総がかりで「銚子資産」に関わり、価値を知

り、守り伝えていこうとするもので、そのための基本目標を歴文構想では「知れば知るほど好きになる！伝えよう。銚子。」としました。この目標を達成するには、文化財保護に携わる人々が、市民に文化財へ触れる機会を創出することにより、文化財への興味・関心を高めていく必要があります。市民に対して、このような機会を繰り返し提供し、「ふるさと銚子」への誇りと愛着を育み、銚子の魅力を「伝えたい」、「伝えていきたい」という意識を醸成し、文化財保護に主体的に参加する人材を育む事業として実施することが重要です。

また、「銚子資産」については観光資源として位置づけ、「銚子ブランド」の向上に役立てることができ、それらを磨き上げ、活用していく事業も必要です。地域に誇りと愛着を持った市民による地域振興や観光振興の活動により地域の魅力が高まり、本市は来訪者から「何度も訪れたいなる銚子（まち）」となり、地域住民と来訪者との間にさまざまな「つながり」が生まれていくと考えています。

このようなことから、本市では歴文構想策定後、行政と文化財所有者、文化財保護団体、地域住民、学識者などが協働かつ連携して「銚子資産活用協議会」（以下、「協議会」という。）を平成30（2018）年度に設立し、「文化財を活かしたまちづくり」に取り組み始めました。現在、協議会では、文化庁の補助事業を活用して「次世代への継承」を目的とした「銚子資産活用事業」と「歴史文化観光」を推進するために「歴史文化基本構想を活かし観光拠点づくり事業」に取り組んでいます。これら2つの事業を一過性の取り組みとせず、本市の文化財保護の柱として「持続可能な文化財保護の仕組み」の構築を目指します。

そのため、歴文構想で定めた「銚子資産」を総合的に把握し、価値を守り、伝え、活かす事業を地域計画の作成により展開することで、市民による地域価値の向上につなげ、さらに歴史文化観光の素材としてブラッシュアップし、必要な整備活用事業を地域計画に基づき計画的かつ持続的に実施していきます。

2. 地域計画が対象とする「銚子資産」の位置づけ

「銚子市歌」（1936年（昭和11）1月27日告示）の冒頭の歌詞には、「阪東太郎※洋々と 太平洋にそそぐところ」とあり、江戸時代に行われた利根川の東遷後、利根川は銚子で太平洋に注ぎこみました。この「銚子」という地名も利根川に関係しており、利根川の下流部の川幅が広いにも関わらず、銚子の河口付近では狭くなり、川の水が外洋に流れ出している状態が酒器の「銚子」の口から酒が注がれている様子に似ていることに由来していると伝えられ、まさに利根川の河口の町・銚子となりました。銚子の町は、利根川の流路が銚子で太平洋とつながることで大きく飛躍し、発展していきました。長い歴史の中で変わらずに続く恒久的な事象と人為的な行為等により変容していく事象を取捨選択しつつ、上手に組み合わせながら「銚子」という土地で暮らしてきました。その中で生まれ、引き継がれてきた銚子の財産（宝）を歴文構想では「銚子資産」と位置づけ、地域計画でもそれらを保存と活用の対象としました。

この「銚子資産」は本市の総合計画の「地域資源」に含まれるものです。総合計画では、まちづくりを展開していくための「ひと」「もの」「かね」「ちえ」の4つの「ちから」を地域資源と位置づけています。この4つの「ちから」の中に含まれるのは、文化財保護法（以下、「保護法」という。）第2条に定義されている「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」や保護法の保護の対象となっている「埋蔵文化財」「文化財の保存技術」

に属するものだけではありません。例えば、「月への階段」、「磯の香り」、「カモメの飛来」、「イワシの頬刺し」のようなこの土地の風土とそれを活かしながら暮らしてきた人々の生活の中で生まれたものや日常の風景なども含まれます。受け継がれてきた地域固有の歴史文化を体現する「文化資源」や「自然資源」、さらに地域活動を行っている団体、各種産業に携わる職人や技術者、郷土芸能の保存会に携わっている「人財」も含まれています。これらが、地域計画で対象となる「銚子資産」です。

「文化財」というと特別な存在であり、自分たちとは無縁なもので、専門家をはじめとする限られた一部の人たちだけが共有するものであるという認識を持つ人が少なくありません。地域の中にある身近な「銚子資産」に気づき、価値に触れ、関わることに楽しさを感じる人々が一人でも多くなるように、今後も市民とともに「銚子資産」を見出していく必要があります。地域住民が守り伝えていきたい全ての銚子の宝物が「銚子資産」です。これまで「地域資源」と同様の意味を持つ用語は、各部署で統一されていないため、地域計画を作成するにあたり、用語を整理し、「銚子資産」としました。

「銚子資産」は、本市の歴史文化を伝えていくために必要不可欠な「地域資源」をすべて包括し、その価値はそれぞれが関連し合いながら生み出しており、関連する「銚子資産」同士を総合的に把握し、周辺の環境と一体で保護していくことも重要な視点です。

※ 銚子市歌の中では「阪東太郎」と表記されているが、一般的には「坂東太郎」で、利根川の異名。



利根川河口

	用語	説明
銚子資産	文化財	●保護法第2条に定義されている「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」 ●保護法で保護の対象となっている「埋蔵文化財」「文化財の保存技術」 ●指定及び登録文化財と未指定の文化財も含む
	文化資源	●人々が暮らしの中で育んできた身近な文化的な資源 ●庁内でも「文化遺産」「文化資産」という場合がある
	自然資源	●人々の暮らしを支える風土（大地の成り立ちや自然）に関連する資源 ●庁内でも「自然遺産」「自然資産」という場合がある
	人財	●保護法第2条に定義されている「無形文化財」の「保持者又は保持団体」 ●指定及び未指定の「無形文化財」の「保持者等」を含む ●郷土史家や地域の語り部等で地域の情報をよく知っている人 ●地域資源を活用して、地域振興や観光振興に取り組んでいる、取り組もうとしている人

地域資源（市総合計画）

表1 地域計画で用いる用語の定義

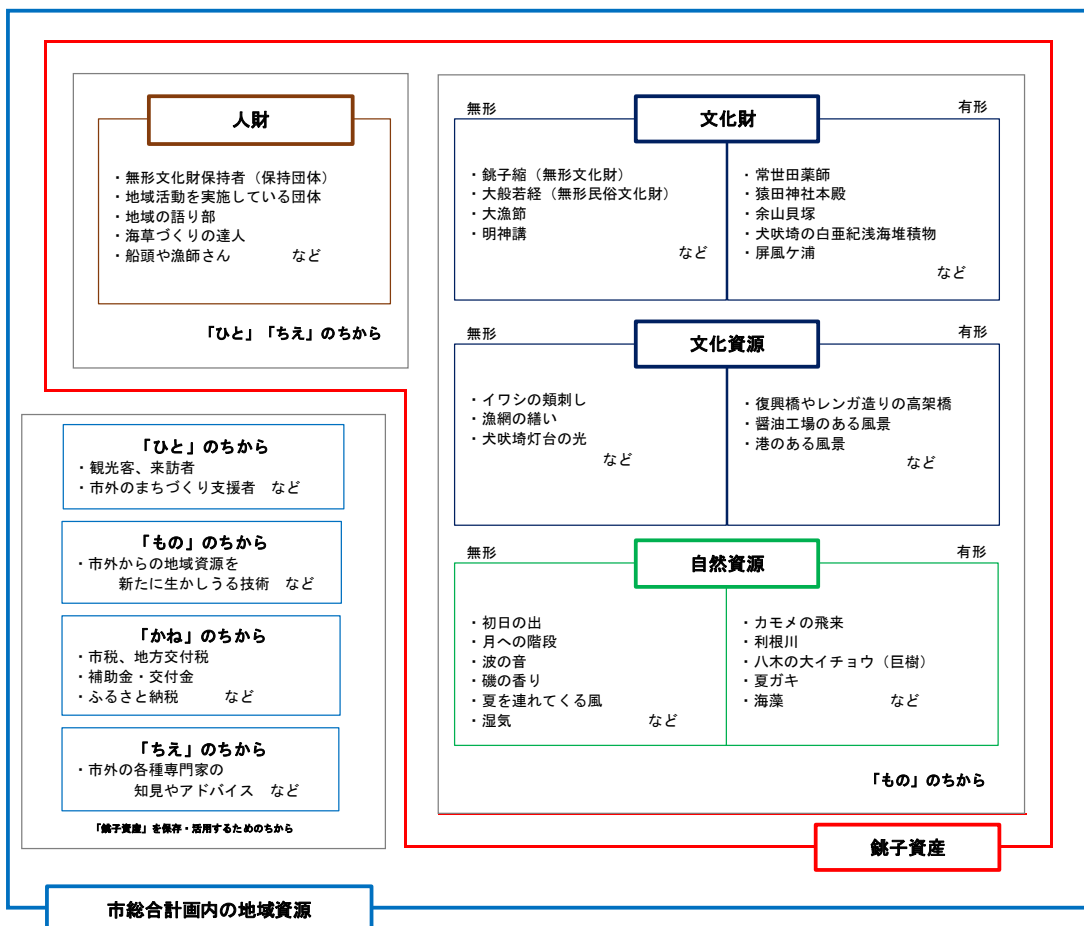


図1 銚子資産が包括する地域資源

3. 計画作成の体制

本市では、地域計画を作成するために「銚子市文化財保存活用地域計画作成委員」（以下、「作成委員」という。）を委嘱しました。作成委員は、歴文構想策定事業時に設置した「銚子市歴史文化基本構想策定委員」及び「銚子市歴史文化基本構想検討委員」を中心に学識経験者、地元有識者、地域住民、文化財保護団体、行政関係者等により構成しました。

作成委員によって構成された「銚子市文化財保存活用地域計画作成委員会議」（以下、「作成委員会議」という。）を開催し、計画に対する意見を求めながら作成作業を実施しました。なお、銚子市教育委員会社会教育課文化財・ジオパーク室が事務を担当しました。

組織	氏名	所属	専門分野
学識者	赤坂 信	千葉大学園芸学部名誉教授	景観
	桂 雄三	日本ジオパークネットワーク理事	地質
	木村 修	銚子市文化財審議会委員	中世
	後藤 治	工学院大学理事	建造物
	小林 裕美	千葉県立中央博物館自然誌・歴史研究部歴史学研究科長	民俗
	斎木 勝	銚子市文化財審議会副会長	考古学
文化財関係団体等	安藤 清	銚子市教育委員会教育委員／銚子資産活用協議会委員	
	石上 藤吾	登録文化財所有者	
	石毛 隆	高田川と共生する会会長	
	宇野澤 広道	銚子神輿連合会副会長	
	小玉 健次郎	銚子ジオパーク推進協議会教育普及委員会副委員長	
	信田 與四郎	余山貝塚美化の会副会長	
	仲田 博史	銚子市文化財審議会委員／犬吠埼ブランドン会代表幹事	
	室井 房治	銚子市日本遺産活用実行委員会会長	
団体	伊勢崎 翼	千葉科学大学産学連携センタープロジェクトマネジメンントリーダー	
	佐野 明子	銚子市観光協会DMO準備室室長	(令和2年3月31日まで)
	田村 保人	千葉県建築士会銚子支部支部長	
	三河 大吉	銚子市旅館ホテル組合副組合長	
	吉田 孝至	銚子東銀座商店街副理事長	
銚子市	銚子市役所企画財政課課長		
	銚子市役所観光商工課課長		
	銚子市役所都市整備課課長		
	銚子市教育委員会学校教育課課長		
	銚子市教育委員会社会教育課課長		
オブザーバー	文化庁地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ		
	千葉県教育委員会教育振興部文化財課		

委員名 50 音順に記載

表2 銚子市文化財保存活用地域計画作成委員名簿